

住宅リフォーム費用の一部を助成します

(本別町住宅改修等助成交付事業)

令和7年度版

住宅の居住性向上と子育て世帯等の定住促進支援、空き家の利活用の促進および地域経済の活性化対策として、住宅改修等を行う人に対して費用の一部を助成します。



令和6年度から
3年間事業実施

受付期間及び窓口

【受付期間】 令和7年4月1日(火)～令和8年1月30日(金)

【窓口】 本別町役場建設水道課 午前9時～午後5時(土日祝日を除く)

助成額

※助成金額のうち一部は町内で使用できる地域商品券で助成します。

区 分	助成要件 ※工事費(税抜)	助成金額	助成金額のうち、 地域商品券分
一般住宅改修	30万円以上	10万円	5万円
	100万円以上	30万円	10万円
子育て・若者夫婦 ・移住世帯住宅改修	30万円以上	15万円	5万円
	100万円以上	50万円	10万円
空き家住宅改修	100万円以上	工事費の30% (上限100万円)	10万円

※子育て世帯～申請者が扶養する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる世帯

※移住世帯～町内に住居を有してから交付申請までの期間が3年以内の世帯

(ただし、交付申請前3年の間に転出したものを除く)

※若者夫婦世帯～夫婦のみの世帯であり、いずれかが39歳に達する日以後の最初の3月31日までにある世帯

対象者

【次の条件の一つに該当する人】

- 町内に住所を有し、リフォームを行う住宅の個人所有者で、かつ、その住宅に居住している人
- 個人所有の一戸建て賃貸住宅に居住している町内に住所を有する個人借主の人
- 個人所有の一戸建て空き家住宅の所有者と令和6年4月1日以降に売買又は賃貸借契約をしてから1年以内に改修工事等を行う人で、かつ入居時に本町に住民登録を行っている個人の人

【次の条件を全て満たす人】

- 賃貸住宅及び空き家住宅の所有者が、法人、不動産業、給与住宅の所有者でなく、申請者の3親等以内の親族でないこと
- 申請者本人が、町税や町に納付すべき公共料金を滞納していないこと
- 申請者本人が暴力団員でないこと

申請要件

- 助成金の交付決定前に住宅リフォームに着手していないこと。
- 申請年度の3月末日までに事業を完了できること。(1月末日までに交付申請を提出)
- 対象工事の工事費が上記助成要件以上の工事であること。
- 過去にこの事業及び新築住宅取得助成事業の新築住宅(建売住宅)による助成を受けていないこと。
- 他の助成制度を受けている部分については助成の対象としません。
- 賃貸住宅の場合は、住宅の所有者からリフォーム工事の承諾を得ていること。

施工業者

町内に事業所・営業所を持つ法人や町内で営業している個人事業者に限る

リフォームの対象工事内容・申請方法

対象とする改修等工事

- 増改築工事
- 基礎・土台・柱の改修
- 外壁・屋根の改修（塗装工事含む）
- 風除室・サンルーム・バルコニーの改修
- 断熱の改修
- 建具の改修及び取り替え
（窓ガラス、サッシ、扉、ドア、ふすま、障子、造り付け収納等）
- 床・内壁・天井の内装材張り替え
- 畳の表替及び交換
- ユニットバス・便器・洗面化粧台・ボイラーの交換、設置
- 屋内給排水・ガス・給湯配管の交換及び設置
- 省エネ設備（エコキュート・エコジョーズ）機器の搬入及び設置
- システムキッチン等の交換及び設置
- 間取り変更などに伴う壁などの改修及び設置
- 防犯システム・火災報知器・インターホンの交換及び設置
- スイッチ・コンセントの交換及び設置
- 換気扇の改修及び設置
- 住宅のトイレ改修及び給排水配管工事（対象外の合併処理浄化槽設置工事に伴うものも含む）
- 家財道具等処分費（空き家住宅に限る）
- その他改修等に伴う付帯工事

対象としない改修等工事

- 住宅以外の改修等工事
- 車庫・物置等の改修及び設置工事
- 外構工事
（門・塀・舗装・ロードヒーティング・カーポート等）
- ストーブ・エアコンの購入及び設置
- 家具・家電製品・照明器具の購入及び取り付け
- TV・BS・CS・ケーブルテレビ等のアンテナの交換及び設置
- 設計費
- 産業廃棄物運搬処理費（空き家で家財道具等の処分費は対象）
- 合併処理浄化槽設置工事（町の別な制度で設置可能）
- 太陽光発電システム設置
- 他の補助等を受ける工事等

申請方法

申請書等は本別町役場建設水道課・町公式HPにあります。
申請は必要書類を添付して提出してください。
申請は工事内容が分かれば、代理の方でもかまいません。

【申請書類及び添付書類】

- ・本別町住宅改修等助成交付申請書
- ・住宅改修等に係る見積書又はその写し
- ・施工前の住宅外観及び改修等箇所の写真（カラー）
- ・建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条又は第6条の2に規定する確認済証の写し（建築確認申請が必要な工事に限る）
- ・誓約書
- ・賃貸住宅の場合、住宅所有者の承諾書
- ・空き家住宅の場合、売買又は賃貸の契約書の写し
- ・その他改修等の内容が確認できる書類（必要な場合）
- ・申請者及び世帯全員の住民票（子育て・移住・若者夫婦世帯のみ）

手続きの流れ

交付申請

→ 申請内容の審査

↓

← 助成金の交付決定

工事着工

↓

工事完了

↓

実績報告書

→ 助成金の確定

↓

助成金の請求

↓

助成金及び商品券の交付

事業及び申請に関する問合せ

建設水道課



TEL:0156-22-8122 FAX:0156-22-3237

E-mail:kensetk@town.honbetsu.hokkaido.jp

事業要綱や申請書データのダウンロードが
できる本別町ホームページのQRコードです

